審査基準 (公表用) 様式第3号

					所管部	(局)・課 農林水産商	工本部 畜産	E課
法	令 名	佐賀県みつばち転飼条例			法令の番号	昭和 31 年佐賀県条例	第9号	
許	許認可等の種類 みつばち転飼変更許可				根拠条項	第4条第1項		
転飼変更許可については、養ほう関係組合代表者、養蜂業者で構成される「みつばち転飼調整協議会」を開催し、養ほう業者間の事前 調整結果等に関する意見聴取を行ったうえで、地域の転飼ほう群数の状況や定置ほう群の状況、みつ源の分布状況等を総合的に判断して、 個別の転飼申請毎に許可の適否を判定している。								
	(許可のフロー	チャート)						
審					_	許可		
査基		申請	受付	審査		下許可 <u></u>		
準	意見聴取							
	みつばち転飼調整協議会							
	. 1	T T	1	1	I		I I	
受付	! 県畜産課	処理 県畜産課	交付	県 小 県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	標準処理期間	4 5 目	目次	
機関		機関	機関		標準経由其	期間 日	NO	